

市県民税の申告は正しくお早めに！
申告期間は
2月16日～3月15日まで

市では、2月16日(木)から3月15日(水)まで、『平成18年度市県民税申告』と『平成17年分所得税の確定申告の一部還付申告など簡易な申告等』の申告相談を行います。毎年、申告期限間近になると、会場が混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定した日にお出かけください。

平成18年度市県民税申告は、平成17年分(平成17年1月1日～12月31日)の所得が申告の対象となります。
申告が必要な人
市または児玉町にお住まいで、次のいずれかに該当する人です。
(所得税の確定申告書を提出した人は必要ありません。)
営業所得、不動産所得・農業所得、一時所得・雑所得等がある人
年末調整を受けていない人
年末調整を受けた人で、それ以外の所得がある人または変更がある人
収入がない人でも、国民健康保険・介護保険・国民年金に加入している人、市営住宅や県営住宅に入居している人

申告時に用意するもの

- 印鑑
- 所得計算の基礎となる書類
- 給与および年金所得：源泉徴収票
- 事業所得や不動産所得：出納帳など収入金額と必要経費がわかる書類、収支内訳書
- 配当・一時・雑等の所得：計算書・支払調書
- 次の領収書または証明書(平成17年中に支払ったもの)
 - 国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料(1号)・退職した人の社会保険料(任意継続分)など

平成18年度市県民税申告相談日程

月	日	本庄地区 (会場：市役所6階大会議室)	児玉地区 (会場：総合支所大会議室)
2月	16日	鶴森・小和瀬・堀田・滝瀬	長浜町・鍛冶町・上町
	17日	傍示堂・牧西・宮戸	仲町・新町・連雀町・本町
	20日	仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手	下町
	21日	都島・山王堂・沼和田・万年寺・杉山・新井・三友	第一金屋
	22日	けや木・栗崎・西五十子・東五十子	第二金屋
	23日	北堀・西富田	第三金屋・長沖
	24日	緑・四方田・東今井・西今井・共栄	高柳・塩谷
	27日	朝日町・見福・東富田	飯倉・田端
3月	1日	日の出	宮内・保木野
	2日	東台	本泉地区
	3日	本庄・照若町・台町・諏訪町・本町	秋山
	5日	前原・栄	風洞
	6日	指定日に都合の悪い人(市内全域)	
	7日	小島南	東小平
	8日	小島南	西小平
	9日	南・柏・下野堂	蛭川
	10日	南・栄	入浅見・下真下
	13日	若泉・寿	上真下・共栄
14日	銀座・駅南	吉田林	
15日	指定日に都合の悪い人(市内全域)	下浅見・高関	
15日	指定日に都合の悪い人(市内全域)		

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

生命保険料(一般・個人年金保険料)・損害保険料
医療費控除を受ける人：(領収書および合計金額が記された計算書、出産費や高額療養費等の補てん金があれば支給額のわかる書類)
障害者控除を受ける人：障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳
介護保険の要介護認定(要支援を除く)を受けている人で障害者手帳がない場合、市の認定書^②を提示することによって障害者控除を受けられる場合があります。詳しくはP16をご覧ください。

所得税の還付申告を行なう人は、還付金の振込先の金融機関名・本支店名・口座番号等控をご利用ください。
平日、都合の悪い人を対象に
3月5日(日)に
申告受付を実施
日時 3月5日(日)午前9時～
正午、午後1時～4時
会場 市役所6階大会議室
総合支所大会議室
当日は、申告受付業務以外
は行いません。
課税課^②1123、総合支
所税務課^②11331

編集後記

新「本庄市」がスタートしました！市域が大きく広がって、私たち広報担当者の活動範囲もぐーんと広がります。行ったことのない場所や参加したことのない行事、そしてこれから出会うたくさんの笑顔... ワクワクするような出会いがきっと待ち受けているはず。そんな素敵な出会いを求めて、広報担当者が市内各所へ出かけたら、気軽に声をおかけください。

まちのデータ 2006.1.10現在)

人口	82,649
男	40,958
女	41,691
世帯数	31,079